⑦　休日割引

イ　割引をする自動車

休日（１月２日及び１月３日を含む。）及び平成26年４月28日に高速国道又は別表６のうちＡ、Ｂ若しくはＤに掲げる高速道路を通行する（大都市近郊区間のみの通行又は均一制区間のうち東京外環自動車道の通行を除く。）ＥＴＣ車のうち、軽自動車等又は普通車。

ロ　割引率等

㈠　普通区間等

割引率は30パーセント（平成26年４月１日から平成26年６月30日までの割引率は50パーセント）とし、対距離制区間（大都市近郊区間を除く。）、均一制区間（道央自動車道及び札樽自動車道に限る。）並びに別表６のうちＡ、Ｂ及びＤに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、㈡を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は、対距離制区間（大都市近郊区間を除く。）、均一制区間（道央自動車道及び札樽自動車道に限る。）の各区間又は別表６のうちＡ、Ｂ若しくはＤに掲げる各高速道路の別に割引率を乗じて算出することとし、それぞれの割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

㈡　対距離制の一部に大都市近郊区間を含む区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む場合の本割引適用後の料金の額は、下記の計算式により算出した額とする。

（ａ×((ＬＲ＋Ｌ'1 Ｒ'1）×（１－Ｗ÷100）＋Ｌ'2 Ｒ'2）＋150×（１－Ｗ÷100))×ｔ＋Ｐ×（１－Ｗ÷100）＋Ｐ'

ただし、上記式において、(ａ×((ＬＲ＋Ｌ'1 Ｒ'1）×（１－Ｗ÷100）＋Ｌ'2 Ｒ'2）＋150×（１－Ｗ÷100))×ｔ又はＰ×（１－Ｗ÷100）のそれぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

㈢　上記式においてａ、Ｌ、Ｌ'1、Ｌ'2、Ｐ、Ｐ'、Ｒ、Ｒ'1、Ｒ'2、Ｗ及びｔは、それぞれ次の数値を表すものとする。

ａ　：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

Ｌ　：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ'1：関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ'2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｐ　：⑵①イ㈠ホ）Ｃ㈠に定める料金の額又は別表６のうちＡ、Ｂ若しくはＤに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

Ｐ'：別表６のうちＣ又はＥに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

Ｒ　：普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｒ'1：関越特別区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｒ'2：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｗ　：30（ただし、平成26年４月１日から平成26年６月30日までは50。）

ｔ　：消費税率

ハ　複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ２倍を超える経路を走行した場合には、当該経路についてロの定めにより本割引を適用して算出した額とし、２倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

⑧　首都圏中央連絡自動車道における割引

イ　割引をする自動車

ＥＴＣ車。

ロ　割引額

割引額（単位：円）は次表のとおりとし、⑵②ネ㈠に定める首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）の料金の額を減じるものとする。

軽自動車等

									久喜白岡ジャンクション
								白岡菖蒲	—
							桶川加納	—	—
						桶川北本	—	—	—
					川島	—	—	—	—
				坂戸	—	—	—	—	—
			鶴ヶ島ジャンクション	—	—	—	—	50	160
		圏央鶴ヶ島	—	—	—	—	—	40	160
	狭山日高	—	—	—	—	—	—	50	160
入間	—	—	—	—	—	—	—	60	160